

# ヘーゲル『大論理学』の研究 14

伊藤一美

## A Study of Hegel's "Science of Logic" 14 Kazumi ITOH

### Abstract

1. The division particularizes the universal. For this there must be a principle or ground of division. It must be taken from the nature of the very object by the instinct of reason.
2. The theorem represents the object synthetically. That is to say, the object is a synthetic relation of distinct determinations. It needs to be demonstrated. The demonstration shows the necessity of that relation. The theorem is the synthetic cognition. It identifies the theorem with definition. It is the Idea of cognition, namely the practical Idea.
3. The practical Idea is the subject which realizes itself. It is also the urge which realizes itself. But it is something finite and limited, therefore remains an object-to-be. It means the practical Idea opposes to the objective world, for the will separates itself from cognition. That is to say, the external reality is not cognized as it is. Through transcending the difficulty the practical Idea realizes itself.

#### 2 認識の理念

##### A 真なるものの理念

##### a 分析的認識

##### b 総合的認識

##### 1 定義 (以上前掲)

#### 2.分類 (区分) Die Einteilung(1)

〔1分類の本性〕普遍は自己を特殊化しなければならない。そのかぎり普遍のなかに分類 (区分) の必然性がある。というのは特殊が特殊であるのは他の特殊があるからであり、特殊同志の区分においてであるからだ。まさにそうすることで逆に特殊は自分を普遍から分離する。規定性は他の規定性から自分を区別するものだからだ。こうして普遍は分類 (区分) にとって前提されている。したがって過程はこうなる。定義の個別的内容、例えば「人間は理性的動物だ」の場合の人間は特殊性 (理性的) によって普遍性 (動物) の極にまで上昇する。つまり「人間は理性的動物だ」と定義されることで動物という普遍性の規定が提示される。しかし、この極はこうして客観的基礎となる。そして分類 (区分)はこの客観的基礎から普遍 (動物) の分割 Disjunktion として叙述される。

こうして、普遍から特殊へ進むという移行が現れるが、その移行は概念の形式によって規定される。定義とは個別的なものである。即ち定義の数は対象の数に依存している。概念に属している普遍から特殊へと進むことは総合的の学問と総合的認識の基礎である。

〔学的認識〕学的認識の始元は普遍という形式のなかにある対象とともに始まる。主観的、自然的認識にとっては具体的個別性が最初のものである。しかし概念的把握である認識においては、概念の形式が基礎である。だから、単一なものが、即ち具体から分離されたものが第一のものである。このとき対象は普遍の形式を、また概念上直接的なものの形式をもつからだ。学問のこのような行程に対してこう考える人もいる。直感が認識よりも容易であるから、直観されうるもの、従って具体的現実性が学の始元となるべきであり、そしてこの行程がより自然にかなっていると。そして、このような考え方が抽象のなかにある対象から始まり、そしてこんどは逆に対象の特殊化へと進み、具体的個別化にいたるという考え方より自然にかなっているというのである。——しかし、直観では

なく認識することが課題である。問題は認識の内部で何が第一のものであり、そしてそれにつづくものはどういうものであるかということである。自然的な道ではなく、認識にかなった道が要求されている。——たしかに認識にとって抽象的で単一な思想規定を把握することは具体的なものを把握することよりも容易だ。だが、具体的なものは直観においてではなく、上述の概念的把握の仕方によって把握されるべきだ。普遍は絶対的に *an und für sich* 第一の概念的契機である。というのは普遍は単一のものであるからだ。特殊は媒介されたものであるから後につづく概念契機である。単一なもの *das Einfache* はより普遍的なものであり、具体的なものは自分のなかで区別されたものとして、したがって媒介されたものとして第一のものから導き出される。——このような所見は定義、分類(区分)、定理という諸形式の順序に関係している。とともにまた一般に認識の順序にも関係している。つまり抽象的なものと具体的なものとの区別に関係している。——例えば読み方の学習においてもすべての単語の読み方や綴りの読み方から始めるのではなく、各単語の字母の要素、つまりアルファベットから、抽象的発音記号から始める。その点読み方の学習は抽象的諸対象にたずさわる最初のいとなみである。幾何学においても具体的な空間形態からではなく、点と線から始める。次に平面図形から始める。この平面図形のなかでは多角形からではなく三角形から、曲線の場合には円から始める。物理学においても個々の自然の諸性質や諸物質はそれらのうちに見出される多様なもつれあいから解放され、単一な必然的な諸条件のもとで叙述されるべきだ。また、それらは立体図形と同様直観可能なものであるが、しかしその際、直観はそれら固有の規定性にとって外的である諸事情から生じる変容から自由であるべきだ。磁気、電気、ガス体などについても同じように具体的な状態を捨象することでそれらの規定性が得られるのである。たしかに実験ではこれらの対象を直観されるままに叙述する。しかし、一方で実験は科学的であるためにはそのための必然的諸条件だけをとりあげなければならない。他方では、これらの諸条件が結合している不可分な具体的なものが非本質的なものだということを示すために実験は多面化されなければならない。すなわち、これらの諸条件がつぎつぎと他の具体的形態

をとって現われ、それによって具体的なものが非本質的なものだということが示される。こうして認識に残るものはそれら諸条件の抽象的形式のみとなる。——もうひとつの例を挙げよう。色を第一に主観的感性的な具体的現象とし、次に幻影のような漂っている現象と考え、最後に客観に固定されているものと考えることとする。このなかで認識にとって普遍的な、真の形式は中間の形式である。というのは、第二の形式では色は主観性と客観性との間にスペクトルとして浮遊しているものだからだ。主観的状況や客観的状況は対象の本性を純粹に考察するためには差し当たっては妨げとなるばかりだ。というのは、両者が原因として作用するからだ。色の一定の変化、移行、関連が色固有の特殊な本性にもとづいていることもあるし、あるいは主観のもつ器官の健康な、あるいは病的な情感や作用のせいかも知れないし、あるいは客観の化学的、植物的、動物的諸力のせいかもしれない。——だから、抽象的なものが始元と要素にならなければならない。そのなかで、またそれから特殊性と具体的なものの豊かな形態が展開されるのである。

[2.形式的な・不十分な分類過程] 分類(区分)にさいし、あるいは特殊化において特殊と普遍との区別が現われる。しかし、普遍はすでにそれ自身規定されたものである。とともに分類(区別)の一分岐にすぎないものとなる。普遍(類)は特殊(種)と一体となるからだ。例えば、哺乳動物(類)は区別すると牛、馬、犬…となり、それぞれは類と一体となってそれぞれとしてあることになるからだ。そこで、より高次の普遍が普遍としてあることになる。しかし、高次の普遍にとっては新しいより高次の普遍がある、というように無限に進む。こうして、いかなる内在的な限界もないこととなる。というのは、この認識は所与なるものから出発しており、抽象的普遍が本来的なものであるからだ。だから、ある種の対象が原初的(要素的)普遍性をもっているように見え、それが学の対象とされる。そして、その対象は絶対的端緒である、とされる。それもこの対象についての観念が、この対象を熟知していることが前提され、いかなる推論も必要としない対象だという限りでだ。つまり、定義はこの対象を一つの直接的対象として抱えるのである。

この端初である対象から先きの進展はさしあた

り分類(区分)である。この進展の内在的原理は普遍と概念から始めるということである。しかし、この認識にはこのような原理が欠けている。というのは、ここでの認識は概念の形式規定のみを追及し、形式規定についての自己内反省を欠くからだ。形式規定を前提と措定との関係のなかで考えない。だから、ただ内容の規定性を所与のものから取ることになる。特殊は分類のなかに現われるが、それについてのいかなる固有な根拠もない。分類の根拠となるものについても、選択肢が相互にもつべき規定的関連の点でもそうだ。したがってこの点では、ただ一方では経験的素材のなかに見い出される特殊を秩序づけることにあり、他方ではまた特殊のもつ普遍的諸規定を比較によって見つけ出すことであるにすぎない。次にこれらの普遍的諸規定が分類根拠と見られることになり、その根拠が多数あることになり、分類も多様になる。分類の諸岐は採用された分類根拠に基づいて相互に規定されるということになる。だから、それら分類肢の差異性は同格的なものとはいえないこととなる。

自己規定的原理が欠けていては分類作業の法則は形式的な空虚な規則にすぎないものとなる。しかも、この形式的空虚な規則は何ものへも導かない。——周知のように分類(区分)は概念を汲み尽くすべきだといわれる。しかし、実際には各々の個別的分類肢が概念を汲み尽くさねばならない。しかし、もともと汲みつくされるべきなのは概念の規定性である。けれども、種が経験的な没規定的な多様性でしかないかぎりでは種が多く、あるいは少なく発見されるかどうかは概念を汲みつくすことにはなんら貢献しない。例えば、67種のオウムにさらに12種が見つかったとしても類を汲みつくすことにとってはどうでもいいことだ。——経験的認識の拡張につれて類の規定に適合しない種が見い出されることがよくある。というのは、類の規定はしばしば全体的な風貌についてのあいまいな表象にしたがって採用されるからだ。——そのような場合、類は変更される。そして、別のいくつかの種を一つの新しい類の種と見なすことになる。このとき、類は経験的概念だ。多様な事柄を統一的に把握しうる観点から集約されたものが類となる。ここではこの観点が分類根拠となる。逆に、はじめに採用された規定性が類の固有性とされつづける場合は新素材が排除される。こ

れらは概念なき試みだ。一方の場合にはひとつ規定性を類の本質的契機と仮定し、そしてそれに従って特殊をその類のもとに置いたり、それから排除したりする。他の場合には特殊からはじめて、特殊を編成するにあたって更に他の規定性を用意するというやり方だ。これらは概念なき試みだ。すなわち、具体的なもののいかなる部分といかなる面とを捉え、従って秩序づけようとするかは恣意にゆだねられている。——物理的自然の場合には分類の諸原理は偶然性によって攪乱される。というのは物理的自然はその依存的・外面的現実性のために多様な所与なる関連のうちにあるからだ。だから多くの原理があり、それに自然は順応せねばならない。それゆえ、一つの事象系列においては或る一つの原理に、しかしほかの系列においてはほかの原理に従うことになる。そして、種々の面に属する雑種も現われる。微表がはっきりと、本質的に現われる系列とそうでない系列とがあることになる。こうしてこの種の分類原理の確立が不可能となる。

経験的諸種の普遍的規定性は、これらの種が対立をすることなく、互いに差異的であるということにすぎない。だから、分類は差異性一般となる。

[3.真の分類根拠と移行]自然においては普遍に対して特殊は偶然的であり、それだから分類に対しても偶然的である。だから、この認識のなかで分類根拠や分類が概念にかなっている場合もある。それは理性の本能のおかげである。たとえば、動物の場合、歯、爪という捕食器官が分類根拠に用いられる。それは、認識のための目印として容易なものだからだ。しかし、実際これらの器官のなかには外的な比較から見て区別があるだけではなく、これらの器官が動物的個性の生命点でもある。この生命点において動物的固有性は他者と自己とを区別している。——植物の場合は受精の部分が植物生命の頂点である。この部分から植物の両性の区別と個体的個別性がさし示されている。したがって、この点を基準として植物の分類体系はつくられている。そうすることで植物にとって最も高次で絶対的規定性であるものが根底におかれることになった。こうして、捕食器官、受精器官とかが分類根拠となる。しかし、理性の本能とはいえ偶然的なものにすぎないと言える。分類(区分)では内的原理が見つからない。概念的把握は困難だ。

### 3. 定理 Der Lehrsatz

〔定理の本性〕認識は概念の諸規定に従って進むのだが、その第三段階は特殊性から個別性へと移行することである。これが定理の段階である。個別性が定理の内容をつくる。だから、ここでは対象の自己自身における区別と区別された諸規定性相互の関係とが考察される。定義はただ一つの規定性のみをもつだけであり、普遍的概念のもとに立ちどまっていた。これに対して分類はほかの規定性に対する規定性をつくる。規定性同志の区分をつくるだけだった。これに対して定理は対象を自立した別々のものとして把握する。対象を諸規定の必然的諸関係として把握するのが定理である。対象は諸定理においてその実在性において認識される。すなわち対象の実在的定在がもつ諸制約と諸形式のもとで認識される。それだから定理は定義と一体となる。そのとき理念が成立する。理念とは概念と実在性との統一である。しかし、ここでいまだ探求中の認識は理念を表わすには至っていない。というのはこの認識のもとでは実在性が概念から現われ出ていないからだ。また、実在性が概念に依存するという、そしてまた両者の統一そのものが認識されていないからだ。

〔a. 定理と定義との区別〕上述の規定によれば、定理は対象を総合的に表わしたものだ。というのは、対象のもつ諸規定の諸関係を必然的性において把握するからだ。すなわち、概念の内的同一性のうちに根拠づけられているからだ。定義と分類において総合的なものは外的に取り入れられた結合であった。目の前に見出されたもの *das Vorgefundene* は概念の形式へともたらされはする。しかし、その内容は見いだされたものとしてただ提示されるだけだ。しかし、定理では論証 *demonstrieren* されなければならない。でもこの認識も諸定理が表わしている諸関係を論証しないで定義や分類と同じように知覚でもって満足するように思われる。というのは、この認識はその諸定義と分類諸規定とを演繹しないからだ。しかし、認識がただの知覚や表象から区別されるのは、認識が内容に分かち与えるところの概念一般の形式が存在するという点においてである。このようなことは定義や分類においてもなされている。しかし、定理の内容は個別性という概念の契機に由来する。だから、定理の内容は実在性の諸規定から成る。この諸規定はたんに単一なかつ直接的な

概念諸規定の関係をもつだけではない。個別性において概念は他在、実在性へと移行する。それによって概念は理念となる。それだからもはや定理のうちに含まれている総合は概念の形式を根拠としてはいない。総合は差異されたものの結合にすぎない。だから、統一がまず提示されなければならない。したがって、証明することはこの認識にとって必然的なこととなる。

さて、ここで次のような困難が現われる。それは、対象の諸規定のどれが定義のうちにとりあげられうるのか、あるいはどの規定が定理のうちに入るべきかをはっきりさせることが難しいということである。このことについてはいかなる原理も存在しない。ただ、対象に直接的に属するものは定義に所属せしめ、その他のものについてはこれを媒介されたものとみなしてその媒介を明らかにすべきであるということが、つまり証明を必要とする定理として取り扱うようにすべきであるということが原理であるようにみえる。しかし、定義の内容といえども一般に規定されたものであり、したがってそれ自身が本質的に媒介されたものである。しかしながら、定義の内容は主観的な直接性をもつ。すなわち、主観が定義するにあたってどれかひとつの対象から恣意的に始める。前提となったこの対象は具体的対象であるから分類(区分)される。そこで多数の諸規定が生じる。これらの諸規定はその本性上媒介されたものであるが、しかしそれらは原理によってではなく、ただ主観的な規定にしたがった直接的規定、証明されない規定とみなされる。この点に定義の限界がある。——エウクレイデスは古来、総合的認識の巨匠として認められてきた。そのエウクレイデスは『原論』で第五公準(要請)として平行線に関する公準をのべている。それが一般に「平行線の公理」といわれてきた。<sup>2)</sup>つまり平行線についてのひとつの前提 *eine Voraussetzung* がたてられている。この前提は証明を必要とするものとみなされ、証明が試みられてきた。しかし、証明は失敗に終わった。その意味は、この公理の証明は平行線概念から導かれるものである、ということだ。けれども、そのような証明が彼の学に属しなかったのだ。それは彼の学の定義、諸公理の演繹が、また彼の対象、すなわち空間そのものと空間への直接的諸規定、例えば次元の演繹が彼の学に属していないということだ。——そのような演繹はただ概念

からのみ導かれうる事が出来る。しかし、その概念はエウクレイデスの学の外部に属するものであった。だからして、この学にとっては必然的に諸前提がすなわち相対的に最初のもの *relative Erste* が存在することになったのである。

[b. 公理] だから公理 *Axiom* とは相対的に最初のもの *relative Erste* でしかない。しかし、公理は通常絶対的に最初のもの *absolute Erste* と解されている。公理がそれ自体で自立的で *an und für sich*、いかなる証明も必要としないかのようにいわれている。もしそうだとすれば、公理は単なる同語反復にすぎないことになる。というのは絶対的の同一性においてあり、いかなる差異性もみだされず、それゆえいかなる媒介をも必要とされないからだ。しかし、もし公理が同語反復以上のものであるならば、それは何んらかの他の学からの命題であることになる。このとき、公理は公理とされている学にとっては前提である。その点で公理は本来的に定理である。そして、それは論理学から導き出される。だが、幾何学の公理は単に大きさだけに関わっている。それゆえ質的区別がそのなかで消失している。だから、同語反復に近い。幾何学の公理である補助定理、論理的命題とはこういうものだ。——したがって、公理はそれ自体で自立的に考察されれば証明を必要とする。またそれが定理とされないのは相対的に最初のもの *relative Erste*、前提と仮定されているからだ。

定理の内容に関しては、より詳細な区別をしなければならない。というのはこの内容は概念の实在性の諸規定性がつくるひとつの関係であるからだ。こうしてこの関係はいつれにせよ対象の不完全な、そして個別的な諸関係であるか、あるいは实在性の全内容を含み、それらの一定の関係を表現しているかのいつれかだ。だが、完全な内容諸規定の統一は概念に等しい。この統一を含んでいる命題は定義ともいえる。しかし、この定義は直接的に受け取られた概念を意味するだけではなく、自分の規定された实在的な区別へと展開した概念を、換言すれば概念の完全なる定在を表現している。それだから、両者（個別的な関係と全内容にかかわる関係）はあわさって理念を表わしている。

[c. 幾何学の例] くわしく比較すれば、総合的な学の諸定理とりわけ幾何学の諸定理には次のようなちがいのあることが明らかとなる。そのちがいは、諸定理のあるものは対象の個別的な関係を

含むだけだが、しかし他の諸定理は対象の完全な規定性を表現している諸関係を含んでいるということである。だから、それぞれの命題が一つの真理を含んでおり、形式的な歩み、すなわち証明の関連においては等しく本質的であるからすべての命題が価値において同等だという見解はきわめて表面的である。定理の内容に関する区別はこの形式的歩みと密接に関係している。前述の区別（分類）や総合的認識の本性をよりくわしく解明するために、この形式的歩みについて二、三言及しよう。以前からエウクレイデス幾何学は総合的方法の代表で、最も完全なる典型で、実例として役立つとされてきた。そして、その諸定理の配列の順序が称賛されてきた。それは諸命題の配列の順序によって、それぞれの定理にとって自分の構成と証明のために必要とされる諸命題が常にそれよりも前に証明されたものとして見いだされるからである。形式的歩みは形式的整合性にかかわっている。しかし、このことは概念と理念との本質的区別を表わしているとはいえない。だが、この区別にこそ進展の必然性をもつより高次の原理がある。——出発点である諸定義は感性的対象をその最近類と種差とで規定する。それらは直接的規定性であり、普遍性と特殊性とである。そして、その関係はそれ以上には展開されない。ところで、はじめの諸定理も定義のうちに含まれている直接的諸規定のみが拠りどころである。同様にそれらの定理の相互依存関係も、はじめは一方の定理が他方の定理に規定されるというだけだ。たとえば、エウクレイデスの三角形についての最初の諸命題は合同に関するものだ。つまり、合同のためには三角形のいくつの部分が規定されねばならないのかということだ。二つの三角形が相互に比較され、そして合致することで合同が措定される。これは、思想、すなわち規定された存在の代りに感性的合致（重ね合せ）を使用するという方法である。それだけを見ればかの諸定理は二つの部分を含んでいる。その一方は概念で、他方は实在性で、そして概念を实在性へと完成さすものである。例えば、二辺と夾角とは、悟性にとってはそれだけで全体的な三角形 *das ganze Dreieck*（三角形全体）である。三角形の完全な規定性である。他の二角と第三の辺は概念の規定性をこえた余剰である。したがって、かの諸定理がなしていることは、三辺と三つの角からなる感性的三角形をもっとも単純な

諸制約に還元するということだ。定義ではただ平面を囲み三角形をつくっている三本の線についてのみ言及した。<sup>(3)</sup>しかし、ひとつの定理は諸辺が規定されてあることで諸角も規定されているのだということを含んでいる。同様に他の諸定理は、そのような三つの要素(三角)に他の三要素(三辺)が依存しているということを含んでいる。——だがしかし、ピタゴラスの定理は三角形の大きさがその辺によって完全に規定されていることを表わしている。このピタゴラスの定理は三角形の諸辺の方程式である。先行する諸定理で語られる諸辺は三角形を諸要素の規定性とするだけだった。方程式とはしなかった。したがって、この命題(ピタゴラスの定理)は三角形の完全な実在的な定義である。——エウクレイデスはこの命題をもって第一巻を終っている。というのはそれが到達されたもっとも完全な規定性だからだ。同様に第二巻もまた非直角三角形を直角三角形に還元した後、長方形を正方形に還元するというで終っている。同様に直角に対応している斜辺がピタゴラスの定理においては方程式の一方の項をなしており、他方の辺つまり直角をはさむ二つの辺は方程式の他方の項をなしている。この正方形と矩形の間の方程式は円の第二の定義の根底にあるものである。——ただ、直角をはさむ二辺が可変的な大きさとされる場合には、この定義は再びピタゴラスの定理となる。円の第一の方程式は感性的規定性と方程式との関係のうちにある。それは円錐曲線の二つの定義が相互にもつと同じ関係である。

この真に総合前進は、普遍的なものから個別性への移行である。すなわち、それ自体で自立的に規定されたものへの移行である。あるいは対象が自分の本質的な実在的な諸規定性へと分かれば分かれになり、かつ区別されているがそのことが同時に対象の自己自身との統一であるということへの移行である。しかし、他の諸学ではこうではない。つまり、始まりは普遍的なものからなされるが、普遍的なもの個別化と具体化はよそのところから入ってきた素材への普遍的なものの適用にすぎないからだ。しかしこのようなやり方では理念の本来の個別的なものは経験的付け足しでしかない。

また、定理は証明されるべきである。定理は実在的諸規定間の関係である。この実在的諸規定は概念の諸規定間の関係をもっていない。もし、これらが実在的諸規定が概念の諸規定の関係を、つ

まりさき<sup>(4)</sup>に第二の定義または実在的定義(第三の定義)と名づけた諸命題におけるような、概念の諸規定の関係をもっとすれば、これらの諸命題は一面では定義である。しかし、諸命題の内容は同時に実在的諸規定の諸関係から成り立っているが、普遍的なものとの単一な規定性との関係から成り立っていないから、これらの諸命題は証明を必要とするし、また証明出来る。これは普遍的なものとの単一な規定性との関係から成り立っている第一の定義と異なる。実在的諸規定である諸規定は実在的諸規定性として互いに無関心的に存立するもの、また差異されたものとしてある。だから、それらの諸規定は直接的に一つであるのではない。それゆえ、それら諸規定の媒介が示されねばならない。諸規定が媒介され、論証されて始めて定理が成立する。

2. [媒介について—構成と証明 a 媒介、構成、証明] さて、媒介をくわしく考察する。この媒介は単一であることもあるし、また多くの媒介項をもつこともある。各媒介項は被媒介項と関連している。幾何学における総合的認識においては媒介する諸規定は証明のための素材としてどこか別のところからもってこられる。というのは、この認識では媒介と定理とが概念から導き出されておらず、また対立したものへの移行も概念とは縁がないからだ。そこで作図が準備される。

ところで定理の内容をなす諸関係はきわめて多様である。その中から証明に役立つ諸関係のみを挙げ、説明することとなる。素材の蒐集はこの証明のなかではじめて意味をもつ。この蒐集は盲目的であり、概念なきものとして現われる。もちろん、証明のあとになって作図が指示するところに延長線をひくことが合目的であったということのはわかる。しかし、作図そのものは盲目的になされる。作図は悟性を欠いている。というのは作図の目的が語られていないからだ。だから作図は外的な目的によってのみ指示されている。

[証明の問題性] 幾何学の場合にはこのようにはじめには秘密であるものが証明によって明らかとなる。証明は媒介を意味する。その媒介とは定理において結合されて言い表されているものことだ。このような媒介によって、この結合ははじめで必然的な結合になる。作図そのものはそれだけでは概念の主観性を欠いているものだ。同じように、証明は客観性なき主観的行為である。すな

わち、ただ形式的外的概念があるだけだ。ただそのなかで必然性は明らかにされるのだが、というのは諸定理の内容諸規定は概念諸規定として措定されるのではなく、所与なる無関心的諸部分として、つまり多様な外的諸関係相互の中にある諸部分として措定されるからだ。この証明は定理の内容をつくっている諸関係を生成するのではない。この証明は認識という主観的目的のために存在する。それゆえ、この証明は一般に外的反省である。外から内へと進む外的反省である。すなわち、外的諸事情から関係の内的性状へと推理する外的反省である。作図が表わすこれらの事柄は対象のもつ本性からの帰結だ。そうであるのにこれらの事情が逆に根拠とせられ、媒介する諸関係とされている。中名辞は、すなわち第三のものは定理のなかで結合されている各項をそれらの統一のなかで現わすものだし、また証明の核心となるものだが、それがたんに結合が現われ出たためのものにすぎず、それ故外的なものにすぎないものとなっている。こうしてこの証明が追い求めている帰結は、むしろ事柄の本性とは逆の帰結である。だから、その根拠とみなされたものは主観的根拠である。それは、認識にとってのみ事柄の本性が生じる主観的根拠だ。

〔b. 幾何学の方法〕以上の点からして、この認識の限界が明らかとなる。総合的方法のかがやかしい実例は幾何学である。

——〔大きさの学、直観の学〕その方法は哲学にすら適用されてきたが、それは不当であった。幾何学は大きさ Grösse の学である。だから、形式的推理がもつともふさわしい。幾何学ではたんに量的な規定が考察され、質的規定が捨象されている。だから、幾何学は形式的同一性、概念なき統一のなかにある。幾何学の対象、空間諸規定は、まさに抽象的諸対象である。それらは完全な有限な外的規定性をもつという目的のためにととのえられたものだ。このような学はそれらの抽象的対象によって、一方では崇高さをもつ。それは空虚で静かな空間でそこでは色彩は消され、まさにその他の生きた個性へとよびかける関心も沈黙している。他方、抽象的対象はやはりまだ空間である。——すなわち、非感性的な感性的なものである。だから、直観が対応する。直観は自分の抽象性へと高められているが、それでも直観である。すなわち感性的なものであり、没概念性である。

つまり感性的直観を根拠としている。このことが幾何学の最大の長所で、この点に幾何学の高い学問性もあるとされてきた。しかし、これはきわめて浅薄なことだ。直観によってはいかなる学も成立せず、学はただ思考によってのみ成立する。幾何学の直観性はそれがもっている感性的素材によるのだが、その直観性が幾何学に明証性の面を与えている。でも、その明証性とは感性的なものが思考なき精神に対してもっているものにすぎない。にもかかわらず残念なことに、素材のこの感性的性がこの学の長所と見なされてきた。だが、それはこの学の立場の低さを示している。でもこの学はその感性的対象の抽象性のおかげで比較的高い学問性をもつことが出来た。また知識の寄せ集めにすぎないものに対して大きな長所をもってきた。だが、それは具体的な経験的な感性的なものを学の内容だとしているにすぎない。

〔明証性の消失〕幾何学の空間は並存という抽象であり、空虚であるからして次のようなことが可能となる。それは空間の無規定性のなかで諸図象が、それらの諸規定が固定した静止のうちに並存し、対立者へ移行しないということだ。幾何学はこの点で有限なものの一様な学である。ここでは有限なものは大きさが比較され、かつそれらの統一は外的統一で、相等性であるというものだ。しかし、図形を描くにあたって種々の側面と諸原理から出発しなければならず、多くの異なる図形が自立的に生ずることから、それらを比較するにあたっては、また質的不等性と不可通約性も現われてくる。この点で幾何学は有限性をこえ、無限性へとかりたてられることになる。——すなわち、質的に差異されているものを等置することになる。ここに明証性が終りをつける。つまり、幾何学はしっかりした有限性を根拠にもっており、概念と概念の現象に、そしてあの無限性への移行に少しもかわらないという限りでの幾何学がもっていた明証性が消える。「有限な学はその限界につきあたる。というのは総合的なものの必然性と媒介とがもはや肯定的同一性のうちではなく、否定的同一性（諸規定を否定的に統一する同一性）のうちに根拠づけられているからだ<sup>5)</sup>。」

〔幾何学の方法の限界〕幾何学は総合的方法の代表者なのだが、抽象的な、悟性的な諸対象のもとで限界につきあたる。こうして、この方法も諸学にとっても、哲学にとっても不満足なものであ

ることがはっきりする。それは、定義と分類（区分）とが諸定理に対してもつ位置(態度)Stellungにこの方法の不十分さがあるからだ。経験科学の場合もそうだ。物理学の場合、諸経験を分析することから成果として反省諸規定が見つげ出される。それは対象に内在するものでありつつ(前提)も、主観(物理学者)が対象のなかにつくりだしたものの(措定)である。やがて、それらは個別的なものに適用されて普遍的なもの(普遍的基礎)だということが明らかにされる。物理学はそういう反省諸規定を先頭に立てなければならない。しかし、普遍的基礎はそれだけではいかなる支えももっていない。だから、理由のわからないまま要請として受け入れられる。しかし、やがてこの基礎から導きだされた諸帰結が、かの基礎の本来的な根拠だということがわかる。諸帰結が結果でもあり原因でもあるということだから、定理にもたらされた具体的なものの説明と証明とが一方では同語反復だ。また他方では真なる諸関係を混乱さすものであることを意味している。そしてこの混乱が認識のまやかしをおおいかくすために役立っていることがわかる。その認識とは諸経験を一面的にとらえている認識で、そうするで自分の単一な諸定義と諸原則とを得ることができるとする認識である。そして、諸経験をその具体的総体性においてとらえず、例証として採用し、しかも仮説と理論のためにつかえるような側面からとらえることで諸経験からの反論をおしのける。具体的経験がこのように前提された諸規定の下位におかれる場合には理論の基礎はあいまいにされる。具体的諸知覚を、囚われずにそれ自体として考察することが困難となる。だから、この過程がひっくりかえされることで全体は正しい関係を獲得する。それは、根拠と帰結との関係や知覚の思想への改造の正しさを見定めうるような正しい関係である。このことをなすためにまさにその学に入りこむことだ。このことが成否をきめる。そして入りこむことは次のようにしてのみなされる。つまり、諸前提を盲目的に受け入れ、さらに仮定された諸力、諸物質、そしてそれらの仮說的形態、方向、回転についての諸規定をそのまま記憶するようにすることによってである。そうではなく諸前提の必然性と概念とを要求するというのであれば、その時出発点から一歩も進むことが出来ない。

[c. カント・ヤコービ] 総合的方法を厳密な分

析学に適用することが不適切であるにもかかわらず、そうした適用を進めることで総合的方法への信用を失うような事があった。とはいえ、この方法についての支持は消えなかった。カントとヤコービとは正当な評価をなした。カントは形而上学の内容について論じてそれがアンチノミーに導かれることを立証した。だがこのときカントはその立証の仕方が有限なる内容に結びついていることを反省しなかった。このことがカントの限界であった。これに対してヤコービは従来の形而上学の方法を立証の仕方でも批判した。重要な点を深くめぐり出した。それは立証の仕方が有限なもの硬直した必然性の枠の中にしばりつけられ、自由、概念、そしてすべての真であるものがその方法の彼岸におかれ、その方法では到達しえないのだということを明らかにした。——カントの結論では形而上学の素材が形而上学を矛盾に導くというものであった。そして、その原因は認識の主観性(認識主観)にあることとされた。ヤコービによれば認識の不充分性は認識そのものの方法と全体性にあるということだった。つまり、「認識はたんに被制約性と依存性とを把握するだけだからだ。そして、それだから認識はそれ自体で自立的で *an und für sich*、絶対的真理であるものに適合していないからだ。」<sup>6)</sup> 事実、哲学の原理は無限に自由な概念である。内容もその概念にもとづいている。だから、没概念的な有限性の方法はその内容に適合しない。このような方法の総合と媒介、すなわち証明とでは必然性以上のものには達しない。——すなわち依存しているもの同志の同一性に達するだけだ。このような同一性は内定同一性と、あるいは外的同一性とみなされようと即自的 *an sich* である。この同一性においては実在性を構成するもの、すなわち区別するものが差異されたもの、有限なものにとどまっている。だから、同一性が現実存在するものとはならず、たんに内的なものか外的なものかである。というのは、規定された内容がこの同一性に与えられていないからだ。——「二つのいずれの観点からみてもこの同一性は抽象的なものである。自分自身のもとに実在的な面をもたず、それ自体で自立的に規定された同一性として *als an und für sich bestimmte Identität* 措定されていない。概念は問題の核心であり、それ自体で自立的に無限なもの *das an und für sich Unendliche* であるものだが、その概念は



この認識からしめ出されているのだ<sup>7)</sup>。」

〔3. 移行〕しかし、総合的認識において理念はその目的に達する。その目的とは、概念がその同一性の諸契機と実在的諸規定とにしたがって、あるいは普遍性と特殊的諸区別(分類)の諸契機にしたがった概念にとっての概念となり、——さらにまた差異されたものの連関と依存性である同一性としてある向自的概念になるということだ。しかし、この概念の対象はいまだ概念に適合していない。というのは、概念は自分の対象、または自分の実在性における自分自身との統一となっていないからだ。諸規定の関係によって成立する必然性の領域においても概念の同一性は概念にとってである。しかし、この同一性において対象<sup>8)</sup>それ自身は規定性ではなく、同一性にとって外的であり、すなわち概念によって規定された素材ではない。概念はこの素材において自分自身を認識しない。それゆえ一般に概念は自立的で für sich はない。同時に概念は自分の統一にしたがって自体的で自立的に規定されていない。それだからこの認識において理念は真理に到達していない。対象が主観的概念に不適合であるためだ。——しかし、本質論での必然性の領域は存在と反省との最高点である。だから、この領域はそれ自体で自立的にそれ自身が概念の自由に達する。内的同一性が顕現して概念としての概念となる。必然性の領域から概念そのものへの移行がなされた。しかし、ここ(概念論)では必然性は概念の実在性であり、概念の対象である。必然性が移行していく概念もいまや概念の対象である。しかし、移行は移行にすぎない。その移行はそれ自体で an sich であるにすぎない。そのかぎり、たしか認識の内的必然性でしかない。ただ成果だけが概念にとってあるにすぎない。だが、理念はそれ自身それ自体で自立的に規定された概念 der an und für sich bestimmte Begriff となった。そのかぎり、理念は実践的理念 die praktische Idee、行為 das Handeln である。

## B 善の理念 Die Idee des Guten

〔1. 実践的理念の本性〕自分自身が対象である概念はそれ自体で自立的なものとなっている。それは主観である。個別的なものとなっている主観だ。だから、概念はそれ自体で存在している他在 ein an sich seienden Anderssein を前提とする。この

とき、概念は衝動である。客観的世界のなかで自分自身で自分に客観性を与え、自己を実現し、目的を実現しようとする。概念は実践的理念となっている。ここで、概念は現実的なものとして現実に対立している。しかし、この主観がもっている確信は自分が現実的なものであるという確信であり、そして世界が非現実性にすぎないという確信である。こうした抽象的普遍性にすぎない世界は主観にとって無的である。ここで、主観は自分自身のもとに客観性をとりもどそうとする。主観は規定態としては客観的なものなのである。というのは主観はやはり規定された普遍性だからだ。

〔善の確信〕概念のうちに含まれており、概念に等しい規定で、かつまた個別的な外的現実性であらんという欲求をもっているこの規定性(規定された普遍性、主観)は善である。善は絶対的である。というのは、善は概念における総体性であり、同時に自由な統一と主観性の形式にある客観的なものであるからだ。この理念はすでにのべた認識の理念よりも高い。というのは、この理念は普遍的なものであり、端的に現実的なものだからだ。——理念は衝動である。というのも、理念は現実的なものであり、しかも主観的であり、自己自身を措定するものであり、同時に直接的な前提をもっていないからだ。だが、本来自己に客観性を与えようとする。——というのは、この理念はそれ自身において客観性をもっているからだ。——だからただ直接性という空虚な形式を自分に与えようとする衝動だ。

——〔活動性〕それゆえ、目的の活動性が自己に向けられるが、それは自己固有の規定を措定し、外的世界の諸規定を揚棄することで外的現実性という現実性を自己に与えるためにである。

——〔実現されていない理念〕このような意志の理念は自己規定的なものでありそれ自身内容をもっている。でもこの内容は規定された内容であり、そのかぎり有限なもので、制限されたものだ。また、意思の自己規定とは本質的に特殊化(区別化)だ。というのは意思の自己規定は個別性でもあるからだ。この自己規定、自己への反省は否定的統一であり他者を前提としたり排除したりする意味で個別性でもあるからだ。このように内容が全体的、総体的なものとなっていない。つまり実践的理念は実現されていない。とはいえしかし、内容の特殊性は概念の形式に基づくもので

無限である。そして、内容は概念固有の規定性であり、概念は内容のなかで自己自身との否定的同一性をもつのであり、それだから概念は特殊なものだけではなく、概念の無限な個性をももっている。だから、この実践的理念における内容の有限性とは実践的理念がまだ実現されていない理念だということだ。

〔概念としての完全性〕しかし、内容上は概念はそれ自体で自立的に存在するもの *das Anundfür sich seiende* である。概念はここでは自立的にそれ自体で存在する客観性の形式をもつ理念である。それゆえ、概念は一方では主観的なものではあるが、でももはや指定されたもの、恣意的なもの、あるいは偶然的なものではない。絶対的なものである。しかし、他方ではこの現実存在、つまり向自存在 *das Fürsichsein* はまだ即自存在 *das Ansichsein* の形式をもたない。この面では両者は対立している。しかし、ここで対立しているものは概念の単一な同一性へと反省しており、すなわち一つの内容となっており、内容の単一な規定性として現われている。そこでそのために善はなるほどそれ自体で自立的に妥当するものであるというものだが、同時にあるなんらかの特殊な目的でもある。しかし、この目的は実在化によって真理となるのではなく、すでにそれ自体で真なるものである。

〔2. 実践的理念の分析〕・〔矛盾〕形式的合目的性にすぎない外的な合目的性の場合には、内容は無規定的な有限な内容であった。しかし、ここでは内容は有限なものだが、同時に絶対的妥当性を持つ内容だ。だが、実現された目的に別の区別が入り込む。つまり、有限な目的は実現されても手段にすぎない。それ自体で自立的なものではない。善もまた有限なものとして固定され、本質的にそういったものにすぎないというばあいには、その内的な無限性にもかかわらず有限性の運命をのがれえない。実現された善はそれがすでに主観的目的のなかに、主観的目的の理念のなかにあるから善なのである。この実現は善に外的定在を与える。しかし、この定在は理念に照応した現実には到達していない。というのは、この定在は全く空しい外面性でしかないからだ。——さらに、善はその内容からすれば制限されたものであるから種々様々の善が存在する。現実存在する善は外的偶然性と悪とによって破壊されるし、善同志の衝突と

抗争によって破壊される。また、善が前提する客観的世界が善の実現の障害ともなる。でも、この客観的世界を前提として善の主観性と有限性が成立しており、そして客観的世界は他者として自分自身の道を歩む。こうして善は当為 *Sollen* にとどまる。その意味で非存在とも規定されつづける。完成された善の理念は、なるほど一つの絶対的要請である。しかし、要請以上のものではない。すなわち、主観性という規定態にまといつかれた絶対的なもの以上ではない。そこにはなお対立した二つの世界がある。一方は主観性の国である。他方には客観性の国がある。それは外的な多様な現実性という基盤 *Element* のなかにある。この現実性があけはなたれていない闇の国である。それは解消されない矛盾の国であり、克服しがたい制限を伴う闇の国である。

〔意思と認識との分離〕こうしたことは実践的理念に本来の意識の契機が欠けているということだ。すなわち、概念における現実性の契機が外的存在の規定となっているということだ。このことは実践的理念になお理論的理念の契機が欠けているということだともいえる。すなわち、理論的理念においては普遍性という規定はただ主観的な概念の側にある。そこで、認識とはただその普遍性を把握することであり概念の自己自身との無規定的な同一性となることだ。すなわち、それ自体で自立的に規定された客観性 *die an und für sich bestimmte Objektivität* は理論的理念にとっては与えられたものであるとなる。そして真に存在するものは主観的措置に依存しないで現存している現実性であることにある。これに反して実践的理念に対立している現実性は克服しがたい制限としてこの理念に対立しているが、それはそれ自体で自立的に無的なもので、その真の規定と唯一の価値とを善の目的によってはじめて獲得すべきものだ。それだから意志と認識とが分離しており、かつ外的現実性が意志にとって真に存在するものとなっていない。つまり意志が現実性と対立している。自己実現をめざす意志が現実を自分のもとにおいていない。こうして意志は自身が自分の目標の達成にとって邪魔となっている。だから善の理念はその補完を真の理念においてのみ見いださる。

〔分離の解決・反省〕実践的理念はこの移行を自分自身でおこなう。それは二つの前提からなる行

為の推理である。第一の前提では善なる目的が現実性に対して直接的関係を持ち、目的は現実性を自分のものとする。そして第二の前提において、目的はこの現実性を外的手段として外的現実性に立ち向かう。というのは、ひとつの善と外的現実性が対立しているからだ。それは、外的現実性がなお直接的なものであり、それ自体で自立的な存在という意味での客観的なものという規定をもってないからだ。この現実性はむしろ悪か、あるいは無関心的なもの、すなわち自分自身の価値を自分自身のうちにもっていないものだ。このような抽象的存在は第二の前提において善と対立している。だがその抽象的存在を実践的理念はすでに揚棄している。というのは、実践的理念の行為の目的は第一前提において一切の抵抗なしに自己を直接的現実性である現実性に伝達しているからだ。そして目的は現実性との単一な同一的な関係にあるからだ。そのかぎり、この理念の二つの前提の思想が一つにされなければならない。それは次のようなことだ。第一の前提において客観的概念は完成されたとはいえ直接的である。したがってそれが第二の前提のもとで媒介によって措定され、そして客観的概念として措定されるということが必要だということだ。つまり、実現された目的は手段だが逆に手段はまた実現された目的である。したがって、善の推理において第二の前提はすでに第一の前提のうちに直接的にそれ自体としてある。しかし、直接性は十分なものではない。だから第二の前提は第一の前提のために要請されている。——対立をしている現実性に対する善の実現は媒介によってなされる。媒介は善の現実化にとって必要なものである。というのは、対立している現実性は概念の第一の否定であり、他在にすぎず、概念が外面性のなかへと沈みこんでいる客観性であるからだ。第二の否定はこの他在の揚棄である。それによって、目的の直接的実現が、はじめて自立的に存在する概念 *das für sich seiende Begriff* である善の現実性となる。概念がそこで自分自身と一つとなり、自由な概念となる。こうして善の目的がなほ実現されないとされるのであれば、このことは概念が自分の活動以前の立場へと顛落することである。——それは悪無限性へと落ちこむことだ。それはかの抽象的実在性を揚棄することを忘れて、あるいはこの実在性が無的な客観的でない現実性だということを忘れてし

たときに生じる。それ故、目的の現実的実現の後に目的がいまだ実現されきっていないということがくりかえされる。そうなるのは、客観的概念の主観的姿勢がいつまでも繰り返して再生産されるからだ。しかし、このことは善の現実化によって揚棄される。「客観的概念を限界づけているものは客観的概念自身の自分についての見方である。それは客観的概念の現実化そのものであるものへと反省 *Reflexion* することで消える。概念はこの見方によって自分自身の途をさまたげている。そしてこの点では……自分自身に対して目を向けるべきである<sup>9)</sup>。」

[3. 移行・まとめ] 第二の前提においては一面的な向自存在 *ein einseitiges Fürsichsein* が生みだされ、主観的なものが個別的なものとして現われる。そのためそこにおいて第一の前提がくりかえされる。そこで真に直接的現実性と客観的概念との同一性、つまりそれ自体で存在する同一性 *die ansichseiende Identität* が措定される。とはいえこれは直接的現実性であり、現象の実在性で、それ自体では無である。ただ客観的概念によって規定されている。そして、この客観的概念の活動性によって直接性(外的現実性)が変えられ、その規定が揚棄される。こうして現象的実在性や空無性が取り去られ、外的現実性はそれ自体で自立的に存在するものとして *als an und für sich seiend* 措定される。こうして、ここにおいて前提一般が揚棄される。すなわち、善を規定していた主観的的目的とか内容を制限していた目的とかが揚棄される。いいかえると主観的活動によってその目的を実現化するという必然性がまたこの活動そのものが揚棄される。このなかで媒介は自分自身を揚棄する。成果は一つの直接性であるが、同時にそれはそれ自体で自立的に規定された概念である理念だ。それは単に活動的主観のなかにあるだけでなく、直接的現実性としてもある。そして、直接的現実性は真に存在する客観性として措定されている。主観にまといついていた個別性は消えた。こうして主観はいまや自由な普遍的な自己自身との同一性 *frei, allgemeine Identität mit sich selbst* となった。この同一性のもとで概念の客観性は主観にとって直接的に現存する所与なる客観性である。同時に主観は自分がそれ自体で自立的に規定された概念であるということを知る。こうして認識が回復され、認識と実践的理念と一つになる。

「目の前に見い出される現実性は同時に実現された絶対的目的として規定される。しかし、この現実性は探求的認識の場合のようにたんに概念の主観性なき客観的世界としてではなく、概念の内的根拠と現実的存立である客観的世界として規定される。これが絶対的理念である<sup>(10)</sup>。」

注

1. Hegel "Wissenschaft der Logik" 2 (Wd12)

**Surhkamp** 版 S519 寺沢訳『大論理学』3

    (以文社版) 320 頁

2. エウクレイデス『原論』

    『世界の名著』9 所収 256 頁

3. 1. 神奈川工科大学研究報告 A. 第 27 号 9 頁参照

5. S 536、338 頁

6. 7. S540、341 頁

8. S541、343 頁、**Surhkamp** 版に従う……in der  
    [der Gegenstand]

    (Lasson: in der aber [jene] nicht selbst die  
    Bestimmtheit…

**Gesammte Werke**12, S230. …in der aber nicht  
    selbst die Bestimmtheit, …

**Miller** (英訳) ; but in this identity the necessity is  
    not itself the determinateness, …

9. S547、349 頁

10. S548、350 頁